

(証券コード 9895)



第55回定時株主総会 招集ご通知

日時 令和4年6月29日(水曜日)午前10時
(受付開始:午前9時30分)

場所 広島市西区商工センター三丁目1番1号
広島サンプラザ 2階 天王の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

新型コロナウイルス感染防止への対応について

感染リスクを避けるため、今年度も株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては特に慎重なご判断をお願いいたします。

ご来場の株主様におかれましては、株主総会開催日現在の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

今後の流行状況により、株主総会の運営、会場に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.consec.co.jp/>)に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

○目次

第55回定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	2
連結計算書類……………	21
計算書類……………	36
監査報告書……………	49
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金処分の件……………	54
第2号議案 定款一部変更の件……………	55
第3号議案 監査役1名選任の件……………	57
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件…	58

株式会社コンセック

証券コード 9895
令和4年6月10日

株 主 各 位

広島市西区商工センター四丁目6番8号
株 式 会 社 コ ン セ ッ ク
取締役社長 福田多喜二

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による事前の議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月28日（火曜日）午後5時（営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 広島市西区商工センター三丁目1番1号
広島サンプラザ 2階 天王の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第55期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類、計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第55期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告並びに連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.consec.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の普及により緊急事態宣言等による人流抑制が一時的に緩和された時期もありましたが、全般的には企業の経済活動は、長く抑制される状況が続いたほか、原油価格の高騰や半導体をはじめ原材料の価格高騰や供給制約もあり、多くの企業にとって厳しい状況となりました。

当社グループが主として属する土木建設業界におきましては、高速道路、ダム関連、橋梁関連のインフラ整備等が堅調に推移しました。また一方で原材料の高騰や供給制限もあり民間の建築、設備投資等に先送りがみられました。

このような環境のなか、当社グループは各事業分野の強みを生かし、お客様に「最適」の提案を継続し、顧客満足度の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は100億81百万円（前連結会計年度比2.4%増）となりました。営業利益は3億25百万円（前連結会計年度比204.5%増）、経常利益は3億69百万円（前連結会計年度比113.2%増）となりました。特別利益として投資有価証券売却益など9百万円（前連結会計年度は投資有価証券売却益など18百万円）、また、特別損失として減損損失1億31百万円、投資有価証券評価損など25百万円（前連結会計年度は投資有価証券評価損など21百万円）を計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は60百万円（前連結会計年度比16.0%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。また、当該会計基準等の適用については、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる当連結会計年度に与える影響は軽微であります。

事業区分別の概況は次のとおりとなっております。

[切削機具事業]

切削機器の売上が順調に推移しましたが、特注機、消耗品が低調に推移し、売上高は34億10百万円（前連結会計年度比2.8%減）となりました。原価低減にも努めましたがセグメント利益（営業利益）は3億39百万円（前連結会計年度比3.0%減）となりました。

[特殊工事事業]

高速道路、橋梁、ダム等のインフラのメンテナンスの受注が好調に推移し、売上高は21億89百万円（前連結会計年度比30.8%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は3億84百万円（前連結会計年度比565.7%増）となりました。

[建設・生活関連品事業]

建設設備関連の顧客からの受注が低調に推移したことにより、売上高は32億58百万円（前連結会計年度比1.5%減）となりました。セグメント利益（営業利益）は99百万円（前連結会計年度比5.2%減）となりました。

[工場設備関連事業]

主要顧客からの受注が低調に推移したことと、電機関連部品の入荷遅延等による売上損失の影響により、売上高は6億13百万円（前連結会計年度比16.0%減）となりました。セグメント損失（営業損失）は53百万円（前連結会計年度は営業利益16百万円）となりました。

[介護事業]

各施設の利用者増に努め、売上高は3億82百万円（前連結会計年度比1.4%増）となりました。販売費及び一般管理費等の低減にも努めセグメント損失（営業損失）は8百万円（前連結会計年度は営業損失11百万円）となりました。

[IT関連事業]

主要顧客からの受託業務の停止が今年度も続き低調に推移したため、売上高は2億30百万円（前連結会計年度比7.6%減）となりました。販売費及び一般管理費の低減に努めたもののセグメント損失（営業損失）は35百万円（前連結会計年度は営業損失18百万円）となりました。

なお、当連結会計年度における事業区分別の売上高は以下のとおりとなっております。

| 事業区分       | 売上高      | 構成比    | 前連結会計年度比 |
|------------|----------|--------|----------|
| 切削機具事業     | 3,410百万円 | 33.8 % | △2.8 %   |
| 特殊工事事業     | 2,189    | 21.7   | 30.8     |
| 建設・生活関連品事業 | 3,258    | 32.3   | △1.5     |
| 工場設備関連事業   | 613      | 6.1    | △16.0    |
| 介護事業       | 382      | 3.8    | 1.4      |
| I T 関連事業   | 230      | 2.3    | △7.6     |
| 合計         | 10,081   | 100.0  | 2.4      |

(注) 上記金額は外部顧客に対する売上高であり、セグメント間の内部売上高は含まれておりません。

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は64百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(切削機具事業)

機械類の取得及び当社新製品の金型取得等の25百万円であります。

(特殊工事事業)

機械類の取得及び工具類の更新等の32百万円であります。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2億60百万円を調達しました。その他の増資又は社債発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                       | 第52期                | 第53期               | 第54期              | 第55期                           |
|---------------------------|---------------------|--------------------|-------------------|--------------------------------|
|                           | 平成30年4月<br>～平成31年3月 | 平成31年4月<br>～令和2年3月 | 令和2年4月<br>～令和3年3月 | (当連結会計年度)<br>令和3年4月<br>～令和4年3月 |
| 売上高 (百万円)                 | 10,002              | 10,758             | 9,844             | 10,081                         |
| 経常利益 (百万円)                | 158                 | 275                | 173               | 369                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (百万円) | 10                  | 123                | 71                | 60                             |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 5.59                | 68.36              | 39.63             | 33.29                          |
| 総資産 (百万円)                 | 11,905              | 11,406             | 11,735            | 11,756                         |
| 純資産 (百万円)                 | 7,481               | 7,420              | 7,631             | 7,748                          |
| 1株当たり純資産 (円)              | 4,091.00            | 4,061.67           | 4,172.42          | 4,231.61                       |

#### (5) 対処すべき課題

日本経済の見通しは、新型コロナウイルス感染症の完全収束が見通せないなか、ウクライナをめぐる現下の国際情勢により不透明感が一層高まっており、足元の原材料の価格高騰や供給制約はじめ多くの懸念材料が企業の収益力に大きな影響を及ぼすものと予想されます。

このような状況のなかで、当社グループは安定的な収益体制の確立が最優先の課題であると考えており、令和4年4月から令和7年3月までの3年間にわたる「中期経営計画（第56期～第58期）」を策定いたしました。

本計画においては、「100年企業としての礎を築く」をビジョンに掲げ、①利益体質の確立 ②社員の成長 ③独自開発による社会貢献 ④事業規模の拡大を基本方針とし、各事業分野においては以下の方針により対応してまいります。

「切削機具事業」では、当社ブランド「Hakken」は、ダイヤモンド工具によるコンクリート構造物への穴あけや切断技術を通して、安全で使いやすく環境に優しい製品造りで世界中の土木・建設現場の未来を支えていきます。

「特殊工事業」では、安全で環境に優しい独自の工法・技術を用いて、不可能と思われていた工事を可能にし、社会インフラの整備や防災対策に貢献します。

「建設・生活関連品事業」では、常に新しい技術を用いた商品と満足度の高いサービスを提案し、お客様の生産性向上をサポートしていきます。

「工場設備関連事業」では、新規顧客の売上シェアを高め、バランスの良い営業戦略を展開するとともに、営業活動及びコストの見える化を図り利益拡大に繋げていきます。

「介護事業」では、事業の黒字化をめざし、理念“徳”を中心とした事業の方向性を確立し「利用者様の笑顔」と「職員の働き甲斐」を創造していきます。

「IT関連事業」では、自社パッケージソフト及び建築CADの開発強化のため、人材の育成と採用の強化を図ります。

当社グループを取り巻く環境は、引き続き厳しい事業環境が継続するものと予想されますが、「中期経営計画（第56期～第58期）」を確実に実行し100年続く企業をめざしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（令和4年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金         | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容                |
|--------------------|-------------|--------------------|------------------------|
| 祥建企業股份有限公司(台湾)     | 54,000千NTドル | 91.9%              | 穿孔・切削機具販売<br>特殊工事の施工   |
| 北斗電気工業株式会社         | 80,000千円    | 89.7%              | 自動制御盤等製造及び販売           |
| 株式会社木戸ボルト          | 10,000千円    | 100.0%<br>(100.0%) | ボルト・ナット販売              |
| 南通康賽克工程工具有限公司(中国)  | 10,855千人民元  | 77.3%              | 切削機具の製造及び販売            |
| 株式会社サンライフ          | 360,000千円   | 83.3%              | 介護サービス                 |
| 株式会社デンサン           | 50,000千円    | 97.5%              | ソフトウェア受託開発             |
| 南通康賽克半導体工具有限公司(中国) | 27,066千人民元  | 80.0%              | ダイヤモンド切削消耗品の<br>製造及び販売 |
| 山陰建設サービス株式会社       | 10,000千円    | 95.0%              | 特殊工事の施工                |
| 建設サービス島根株式会社       | 5,000千円     | 100.0%<br>(100.0%) | 特殊工事の施工                |

(注) 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

| 事業区分       | 事業の内容                                                |
|------------|------------------------------------------------------|
| 切削機具事業     | 穿孔・切断機器、ダイヤモンド切削消耗品等の製造及び販売                          |
| 特殊工事事業     | アンカー工事、コアボーリング・カッター工事、ワイヤーソー工事等                      |
| 建設・生活関連品事業 | 建設機械・工具、住宅・OA機器、生活関連機器等の販売                           |
| 工場設備関連事業   | 自動制御盤、配電盤等の製造及び販売                                    |
| 介護事業       | デイサービス、ケアプランサービス、介護付有料老人ホーム、<br>高齢者向け賃貸住宅、障がい者デイサービス |
| IT関連事業     | ソフトウェア受託開発、人材派遣                                      |



(8) 主要な営業所及び工場（令和4年3月31日現在）

① 当社

|        |                      |                         |
|--------|----------------------|-------------------------|
| 本 社    | 広島市西区商工センター四丁目6番8号   |                         |
| 32 拠 点 | 東 日 本                | 東京支店、札幌、秋田、仙台、西東京、横浜営業所 |
|        | 関 西                  | 大阪支店、名古屋、金沢営業所          |
|        | 西 中 国                | 広島、東広島、岩国、山口 他5営業所      |
|        | 東 中 国 ・ 四 州          | 岡山、水島、福山、鳥取、高松、松山営業所    |
|        | 九 州                  | 福岡、北九州、佐世保、熊本、鹿児島営業所    |
| そ の 他  | 広島工場、広島配送センター、貿易グループ |                         |

② 子会社

| 会 社 名          | 所 在 地          |
|----------------|----------------|
| 祥建企業股份有限公司     | (本社：台湾・新北市)    |
| 北斗電気工業株式会社     | (本社：広島県呉市)     |
| 株式会社木戸ボルト      | (本社：広島県呉市)     |
| 南通康賽克工程工具有限公司  | (本社：中国・江蘇省南通市) |
| 株式会社サンライフ      | (本社：広島市西区)     |
| 株式会社デンサン       | (本社：広島市南区)     |
| 南通康賽克半導体工具有限公司 | (本社：中国・江蘇省南通市) |
| 山陰建設サービス株式会社   | (本社：鳥取県米子市)    |
| 建設サービス島根株式会社   | (本社：島根県松江市)    |

(9) 従業員の状況（令和4年3月31日現在）

| 区 分     | 従 業 員 数  | 前連結会計年度比増減 |
|---------|----------|------------|
| 企 業 集 団 | 406(50)名 | △16(△12)名  |
| 当 社     | 213(14)名 | △8(△1)名    |

(注) 従業員数は就業人員（当社グループ外からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（令和4年3月31日現在）

| 借 入 先               | 借 入 金 残 高 |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行 | 253百万円    |
| 株 式 会 社 も み じ 銀 行   | 191百万円    |

## 2. 会社の株式に関する事項（令和4年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,860,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,864,011株  
(3) 株主数 2,364名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株主名            | 持株数      | 持株比率  |
|----------------|----------|-------|
| 日本鉱泉株式会社       | 224,600株 | 12.5% |
| 佐々木秀隆          | 202,000  | 11.3  |
| 株式会社ライフステージやまと | 104,800  | 5.8   |
| 株式会社もみじ銀行      | 58,320   | 3.3   |
| 公益財団法人秀里会      | 54,400   | 3.0   |
| コンセック役員持株会     | 53,500   | 3.0   |
| コンセック従業員持株会    | 53,462   | 3.0   |
| 損害保険ジャパン株式会社   | 43,400   | 2.4   |
| 秋元利規           | 40,000   | 2.2   |
| 朝日生命保険相互会社     | 31,400   | 1.8   |

(注) 1. 当社は、自己株式を70,640株保有しておりますが、上記(3)株主数及び上記(4)大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はございません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（令和4年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名        | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                              |
|----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 佐々木 秀 隆   | 祥建企業股份有限公司代表取締役<br>南通康賽克工程工具有限公司代表取締役<br>南通康賽克半導体工具有限公司代表取締役<br>株式会社デンサン代表取締役会長<br>山陰建設サービス株式会社代表取締役社長<br>日本鉱泉株式会社代表取締役社長 |
| 取締役社長    | 福 田 多喜二   | 事業本部統括部長<br>北斗電気工業株式会社代表取締役会長<br>株式会社サンライフ代表取締役社長<br>株式会社木戸ボルト代表取締役会長                                                     |
| 専務取締役    | 三 中 達 雄   | 第二事業本部長                                                                                                                   |
| 取締役      | 縄 手 弘 之   | 第二事業本部副本部長                                                                                                                |
| 取締役      | 岡 本 浩 一   | 管理本部長                                                                                                                     |
| 取締役      | 藤 原 光 広   | 藤原光広税理士事務所所長<br>株式会社メンテックワールド社外監査役                                                                                        |
| 常勤監査役    | 竹 本 敏 範   | 日本鉱泉株式会社取締役                                                                                                               |
| 監査役      | 長 井 紳 一 郎 | 山下・長井法律事務所副所長<br>株式会社オービス社外監査役                                                                                            |
| 監査役      | 廣 本 邦 幸   | 株式会社紀商取締役                                                                                                                 |

- (注) 1. 取締役藤原光広氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役長井紳一郎氏及び監査役廣本邦幸氏は、社外監査役であります。  
 3. 令和3年6月29日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、取締役寺本泰之氏は任期満了により退任いたしました。  
 4. 令和3年6月29日開催の第54回定時株主総会において、岡本浩一氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。  
 5. 当社は、取締役藤原光広氏及び監査役長井紳一郎氏、監査役廣本邦幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員及び子会社の取締役及び監査役であります。

なお、当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、毎年12月に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額(千円)    |             |            |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|--------------|-----------------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 | 退職慰労金        |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 81,090<br>(2,400) | 71,760<br>(2,400) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 9,330<br>(—) | 7<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,500<br>(3,000)  | 9,000<br>(3,000)  | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 500<br>(—)   | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 90,590<br>(5,400) | 80,760<br>(5,400) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 9,830<br>(—) | 10<br>(3)             |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記「退職慰労金」の額は、当事業年度に係る退職慰労金の引当金繰入額であります。  
3. 当事業年度末の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名であります。上記の対象となる役員の員数と相違しているのは、令和3年6月29日開催の第54回定時株主総会最終の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでいるためであります。

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

令和3年6月29日開催の第54回定時株主総会決議に基づき、同総会最終の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 7,200千円

(金額には、上記①及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金引当金繰入額が含まれておりません。)

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第38回定時株主総会において月額15,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役は0名)であります。

監査役の報酬限度額は、平成元年6月23日開催の第22回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)を作成し、令和3年2月10日開催の取締役会において決議いたしました。決定方針の概要は以下のとおりです。

[基本方針]

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての月額報酬及び、退職慰労金とし、業績連動報酬等としての役員賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての月額報酬のみを支払うこととしております。

1 取締役の個人別の報酬等(2に規定する業績連動報酬等を除く。)の額またはその算定方法の決定に関する方針

月額報酬：取締役会において定める「役員報酬賞与規程」に基づき運営し、各取締役への配分は職務、資格等を勘案して取締役会において決定しております。

退職慰労金：取締役会において定める「役員退職慰労金内規」に基づき運営し、役位別報酬月額・在任年数・役位別係数から算定し、同金額に規定の範囲内で功労加算することができることとしております。

2 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

役員賞与：取締役会において定める「役員報酬賞与規程」に基づき運営し、当期の連結業績に応じて算定した金額を株主総会に付議・承認を受け役員賞与を支給することとしております。各役員への配分額及び支給方法はその役員の地位や貢献度との見合において代表取締役が決定することとしております。なお、社外取締役には、支給しないこととしております。

3 上記1の報酬等の額、2の業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

役員報酬は、月額報酬（固定報酬）退職慰労金（固定報酬）、役員賞与（業績連動報酬）で構成し、固定報酬と業績連動報酬の割合は概ね10：0から9：1のレンジで決定しております。なお、業績連動報酬である役員賞与は、連結税金等調整前当期純利益をベースとし、営業成績により支給しない場合もあります。

4 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針  
基本(月額)報酬：毎月末日に支給することとしております。

退職慰労金：取締役の退任の都度、株主総会の決議後2カ月以内に支給することとしております。

役員賞与：株主総会の決議後1カ月以内に支給することとしております。ただし、営業成績により支給しない場合もあります。

5 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、次に掲げる事項

(1) 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位若しくは担当

代表取締役会長 佐々木 秀隆

(2) (1)の者に委任する権限の内容

役員賞与につき、各取締役への配分額及び支給方法の決定

- (3) (1)の者に(2)の権限を委任した理由、相当と判断する理由  
取締役会は、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が最も適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう事前に社外取締役がその妥当性等について確認しております。
- (4) (1)の者により(2)の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容  
取締役会において定めた「役員報酬賞与規程」に基づき、運営しております。

**⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由**

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方針及び決定された報酬等の内容が上記決定方針と整合していることを確認しており、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

**(4) 社外役員に関する事項**

**① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**

取締役藤原光広氏は、藤原光広税理士事務所の所長であります。当社と藤原光広税理士事務所の間には特別の関係はありません。

監査役長井紳一郎氏は、山下・長井法律事務所の副所長であります。当社と山下・長井法律事務所の間には特別の関係はありません。

監査役廣本邦幸氏は、株式会社紀商の取締役であります。当社と株式会社紀商の間には仕入取引があります。当社と株式会社紀商の間には仕入取引がありますが、直近事業年度における当社の仕入に占める割合は僅少であります。

**② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係**

取締役藤原光広氏は、株式会社メンテックワールドの社外監査役であります。当社と株式会社メンテックワールドの間には売上取引及び仕入取引があります。当社と株式会社メンテックワールドの間には売上取引及び仕入取引がありますが、直近事業年度における当社の売上及び仕入にそれぞれ占める割合は僅少であります。

監査役長井紳一郎氏は、株式会社オービスの社外監査役であります。当社と株式会社オービスの間には、特別の関係はありません。

**③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係**

該当事項はございません。

**④ 当事業年度における主な活動状況**

|           | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                           |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 藤原光広  | 当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回に出席しました。税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |
| 監査役 長井紳一郎 | 当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回に、監査役会10回のうち10回に出席しました。弁護士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                           |
| 監査役 廣本邦幸  | 当事業年度に開催された取締役会8回のうち7回に、監査役会10回のうち8回に出席しました。経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、全般的見地から妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                             |

**⑤ 責任限定契約の内容の概要**

該当事項はございません。



## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                             | 報 酬 等 の 額 |
|---------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額             | 25,000千円  |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,500千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用による会計方針の検討に関する助言、指導についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

[基本的な考え方]

当社は、変化する建設・土木市場のニーズに迅速に対応する独自の専門機械を開発・製造・販売し、これらの機器を用いた特殊技術工法をもって業界発展につくすことを目的とし、機動的な経営体質の確立と経営管理機能の充実を図っております。この目的に基づき当社および当社グループの業務の適正を確保する体制を整備・運用し、継続的な見直し改善等により内部統制システムの充実を図ることを基本方針としております。

### (1) 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社および当社グループ取締役および社員は、法令・定款および社会規範を遵守した業務執行を行うこととしております。

取締役会は経営の基本方針や重要事項の決定を行うとともに取締役の職務の執行を監督し、取締役は業務の執行状況に関する報告を行い、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視することとしております。また、子会社の取締役を兼務する当社取締役は、子会社の取締役等の業務の執行状況を当社取締役会にて報告を行っております。

当社グループ取締役と執行役員等を構成員とする経営会議を設置し、取締役会の意思決定に基づき経営方針の徹底ならびに業務執行の協議を行い、適切かつ有効な業務の推進を図っております。

代表取締役直轄によるコンプライアンス委員会はコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に社内教育等の必要な活動を行い、内部監査室と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告され、法令遵守意識の向上を図っております。

監査役は法令に定める権限を行使し、会計監査人、コンプライアンス委員会と連携して取締役の職務の執行の適法性、妥当性、および効率性について監査を行っております。

- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**  
文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書類等当該情報について厳格に管理し、取締役および監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとしております。
- (3) **当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**  
コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについては、当社および子会社におけるそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織的横断的リスク状況の監視および全社的対応はコンプライアンス委員会が行っております。
- (4) **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**  
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、当社および子会社における業務担当取締役はその目標達成のために、各部門の具体的目標および会社の権限の配分・意思決定ルールに基づく権限配分を含めた効率的な達成の方法を定めております。
- (5) **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**  
グループの事業ごとに、責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、コンプライアンス委員会はこれらを横断的に推進し、管理しております。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**  
監査役は、内部監査部門所属の社員等に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務の必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査室責任者等の指揮命令を受けないものとしております。

**(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役または社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス内部通報システムによる通報状況およびその内容を速やかに報告することとし、監査役または監査役会から業務執行に関する事項について説明または文書の閲覧を求められたときは速やかにこれに応じております。

監査役に報告を行った者に対しては、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底しております。

**(8) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項およびその他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行っております。また、監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。

**(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社および当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築し、システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

**(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制**

当社および当社グループは、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は関係行政機関、団体および弁護士と連携し、組織的に毅然とした姿勢で対応します。

[社内体制の整備状況]

- ・ 社内に不当要求防止責任者を設置し、組織的に対応しております。
- ・ 外部の関係専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集をしております。
- ・ 関係行政機関の講習を受講し、対応マニュアルを常置しております。

**(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社グループは、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を基に取り組み、適宜、内容の見直しを行っております。コンプライアンス委員会において、経営上のリスクを抽出し必要に応じて社内規定等の見直しを行っており、適切な内部統制システムの運用を図っております。また、コンプライアンス意識の向上を図るため、役職員を対象に研修・教育の実施、内部通報制度の理解、浸透を目的として、社内掲示板への掲示を行っております。当連結会計年度においては、コンプライアンス委員会を3回開催いたしました。

また、当社役員と子会社役員とで経営会議を2回開催し、迅速な意思決定による経営の機動力の確保に努め、併せて、インサイダー取引防止のための教育や個人情報に関する教育等を行い、コンプライアンスに関する意識の向上に努めてまいりました。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額及び比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,701,511	流動負債	2,800,622
現金及び預金	1,695,505	支払手形及び買掛金	1,154,392
受取手形、売掛金及び契約資産	2,367,080	電子記録債務	646,583
電子記録債権	177,562	短期借入金	515,228
商品及び製品	949,116	未払法人税等	153,259
仕掛品	39,011	賞与引当金	109,569
原材料及び貯蔵品	398,069	完成工事補償引当金	462
その他	80,082	その他	221,129
貸倒引当金	△4,914	固定負債	1,207,777
固定資産	6,054,914	長期借入金	681,860
有形固定資産	4,762,545	役員退職慰労引当金	143,116
建物及び構築物	1,063,822	退職給付に係る負債	332,691
機械装置	132,783	繰延税金負債	964
土地	3,483,010	その他	49,146
その他	82,930	負債合計	4,008,399
無形固定資産	34,197	(純資産の部)	
のれん	12,563	株主資本	7,363,792
その他	21,634	資本金	4,090,270
投資その他の資産	1,258,171	資本剰余金	2,629,074
投資有価証券	648,642	利益剰余金	747,426
繰延税金資産	87,662	自己株式	△102,978
退職給付に係る資産	264,204	その他の包括利益累計額	225,062
その他	263,867	その他有価証券評価差額金	33,531
貸倒引当金	△6,204	為替換算調整勘定	125,616
資産合計	11,756,424	退職給付に係る調整累計額	65,915
		非支配株主持分	159,172
		純資産合計	7,748,025
		負債・純資産合計	11,756,424

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

連結損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		10,081,097
売上原価		7,533,189
売上総利益		2,547,908
販売費及び一般管理費		2,222,789
営業利益		325,119
営業外収益		58,740
受取利息	2,377	
受取配当金	24,500	
受取家賃	13,252	
受取手数料	6,763	
その他	11,847	
営業外費用		15,128
支払利息	3,500	
為替差損	9,346	
貸倒引当金繰入額	811	
その他	1,471	
経常利益		368,731
特別利益		9,404
固定資産売却益	24	
投資有価証券売却益	9,380	
特別損失		155,989
固定資産売却除却損	3,639	
減損損失	131,300	
投資有価証券評価損	21,050	
税金等調整前当期純利益		222,145
法人税、住民税及び事業税		169,847
法人税等調整額		△1,779
当期純利益		54,077
非支配株主に帰属する当期純損失		5,625
親会社株主に帰属する当期純利益		59,702

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
令和3年4月1日 期首残高	4,090,270	2,629,074	733,323	△102,594	7,350,073
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△757		△757
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	4,090,270	2,629,074	732,566	△102,594	7,349,316
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△44,842		△44,842
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			59,702		59,702
自 己 株 式 の 取 得				△384	△384
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	14,860	△384	14,476
令和4年3月31日 期末残高	4,090,270	2,629,074	747,426	△102,978	7,363,792

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
令和3年4月1日 期首残高	44,282	45,021	44,550	133,853	147,246	7,631,172
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						△757
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	44,282	45,021	44,550	133,853	147,246	7,630,415
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△44,842
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						59,702
自 己 株 式 の 取 得						△384
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△10,751	80,595	21,365	91,209	11,926	103,135
連結会計年度中の変動額合計	△10,751	80,595	21,365	91,209	11,926	117,611
令和4年3月31日 期末残高	33,531	125,616	65,915	225,062	159,172	7,748,025

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 9社（子会社は全て連結しております。）

連結子会社の名称

・祥建企業股份有限公司	・株式会社デンサン
・北斗電気工業株式会社	・山陰建設サービス株式会社
・南通康賽克工程工具有限公司	・建設サービス島根株式会社
・南通康賽克半導体工具有限公司	・株式会社木戸ボルト
・株式会社サンライフ	

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称 ・南通偉秀精密机械有限公司

②持分法適用会社の決算日は、連結決算日と異なる12月31日であり、同日現在の計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

祥建企業股份有限公司、南通康賽克工程工具有限公司、株式会社サンライフ、株式会社デンサン及び南通康賽克半導体工具有限公司の決算日は12月31日、また、北斗電気工業株式会社、山陰建設サービス株式会社、建設サービス島根株式会社及び株式会社木戸ボルトの決算日は1月31日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

棚卸資産……………主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く。) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～39年

無形固定資産……………ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保に備えるため、過去の実績に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、5年間の定額法により償却を行っております。

⑥重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- ステップ1 : 顧客との契約を識別する。
- ステップ2 : 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3 : 取引価格を算定する。
- ステップ4 : 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5 : 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(切削機具事業)

切削機具事業については、当社及び在外子会社が、主として穿孔・切断機器、ダイヤモンド切削消耗品、特注機及び切削関連機具等の切削機具の製造販売を国内、海外の法人顧客向けに行っております。

当社及び在外子会社は、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した切削機具の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、切削機具に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは、国内取引においては顧客検収時点であり、輸出取引においては船積時点であると判断しております。なお、国内取引については、出荷時点から顧客検収時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

切削機具事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価から値引きを控除した金額で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(特殊工事業)

特殊工事業については、当社及び国内子会社が、アンカー工事、ダイヤ穿孔・切断工事などの各種特殊工事を国内の法人顧客から請け負っております。

当社及び国内子会社は、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した特殊工事の施工を履行義務として識別しております。受注書類における請負工事の条件を勘案した結果、履行義務は契約期間に渡り充足されると判断しております。

特殊工事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価のうち、顧客に検収を受けた履行完了部分を進捗度として見積り、進捗度に応じて測定し、収益を認識しております。また、対価は、顧客の検収から短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(建設・生活関連品事業)

建設・生活関連品事業については、当社及び在外子会社が、主として建設機械・工具、建設資材、住宅・OA機器及び生活関連機器等の建設・生活関連品の仕入販売を国内、海外の法人顧客向けに行っております。

当社及び在外子会社は、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した建設・生活関連品の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、建設・生活関連品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは、国内取引においては顧客検収時点であり、輸出入取引においては船積時点であると判断しております。なお、国内取引については、出荷時点から顧客検収時点までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。

建設・生活関連品事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価から値引きを控除した金額で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(工場設備関連事業)

工場設備関連事業については、当社の国内子会社が、主として自動制御盤や配電盤等の工場設備の製造販売を主に国内の法人顧客向けに行っております。

当社子会社は、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した工場設備の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、工場設備に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは工場設備の顧客検収時点であると判断しております。

工場設備関連事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(介護事業)

介護事業については、当社の国内子会社が、主として高齢者向け介護サービスの提供や高齢者向け介護施設の運営サービスの提供を国内の個人向けに行っております。

当社子会社は、顧客と介護サービスに係る基本契約書または高齢者向け介護施設の入居契約書を締結しており、契約期間にわたり介護サービスや介護サービスを含む住宅の提供を履行義務として識別しております。これらサービスは、日常反復的にサービスを提供するものであり、顧客は契約期間に渡り均一の便益を受けていると考えられるため、履行義務は契約期間に渡り一定に充足されると判断しております。

介護事業に係る売上高は、顧客と締結した契約書において約束された対価及び国に対する保険請求額に基づき測定しております。対価は、サービスの提供から短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(IT関連事業)

IT関連事業については、当社の国内子会社が、主としてソフトウェアの制作や受託開発、システム保守サービスの提供を国内の法人顧客向けに行っております。

当社子会社は、顧客とシステム開発や保守サービスに係る契約を締結しており、システム成果物の引渡しやシステム保守サービスの提供を履行義務として識別しております。契約書等における諸条件を勘案した結果、システム成果物の引渡しについては、財・サービスに対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのはシステム成果物の顧客検収時点であると判断しております。また、システム保守サービスの提供については、日常反復的にサービスを提供するものであり、顧客は契約期間に渡り均一の便益を受けていると考えられるため、履行義務は契約期間に渡り一定に充足されると判断しております。

IT関連事業に係る売上高は、顧客と締結した契約書又は受注書類において約束された対価で測定しております。対価は、財の引渡しやサービスの提供から短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により均等償却しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

控除対象外消費税の会計処理

控除対象外消費税は、発生年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日）を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って前連結会計年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。(単位千円)

	切削機具事業	特殊工事業	建設・生活 関連品事業	工場設備 関連事業	介護事業	I T 関連事業	合計
穿孔・切断機器	831,337	—	—	—	—	—	831,337
ダイヤモンド 切削消耗品	983,078	—	—	—	—	—	983,078
特注機及び 切削関連機具	1,595,103	—	—	—	—	—	1,595,103
特殊工事	—	2,188,836	—	—	—	—	2,188,836
建設機械・工具	—	—	661,334	—	—	—	661,334
建設資材	—	—	2,360,286	—	—	—	2,360,286
住宅・OA機器 及び生活関連機器	—	—	167,347	—	—	—	167,347
工場設備	—	—	—	612,846	—	—	612,846
介護サービス	—	—	—	—	382,465	—	382,465
I T 関連サービス	—	—	—	—	—	229,900	229,900
顧客との契約から 生じる収益	3,409,518	2,188,836	3,188,967	612,846	382,465	229,900	10,012,531

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。(単位千円)

	切削機具事業	特殊工事業	建設・生活 関連品事業	工場設備 関連事業	介護事業	I T 関連事業	合計
一時点で移転される 財又はサービス	3,409,518	—	3,188,967	612,846	—	65,203	7,276,534
一定期間にわたり 移転される 財又はサービス	—	2,188,836	—	—	382,465	164,697	2,735,998
顧客との契約から 生じる収益	3,409,518	2,188,836	3,188,967	612,846	382,465	229,900	10,012,531

各事業の分解情報と売上高との関係は以下のとおりであります。(単位千円)

	切削機具事業	特殊工事業	建設・生活 関連品事業	工場設備 関連事業	介護事業	I T 関連事業	合計
顧客との契約から 生じる収益	3,409,518	2,188,836	3,188,967	612,846	382,465	229,900	10,012,531
その他の収益	—	—	68,566	—	—	—	68,566
売上高	3,409,518	2,188,836	3,257,533	612,846	382,465	229,900	10,081,097

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

顧客との契約から生じた債権	2,520,832千円
契約資産	23,810千円
契約負債	一千円

(注) 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「電子記録債権」に含まれております。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,762,545千円
うち賃貸等不動産	1,381,472千円
減損損失	131,300千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

業績の落ち込みや市場価格の著しい下落等により、減損の兆候があると認められる場合は、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識いたします。この将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績や今後の市場予測を基礎とした営業利益の将来予測に基づいて算定しております。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産グループが認められ、131,300千円の減損損失を計上しております。なお、当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した有形固定資産4,762,545千円（うち賃貸等不動産1,381,472千円）には、時価が帳簿価額を下回っている資産グループが含まれており、減損の兆候が認められるものがあります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、当社の市場予測に影響を及ぼす可能性があります。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、当連結会計年度末で入手可能な情報に基づき、感染の拡大と収束を繰り返す状況が令和5年3月期を通して継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

業績の将来予測には主観的な判断や立証が困難な不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれることになり、将来の業績予測を下回った場合、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	521,656千円
土地	2,268,280千円
計	2,789,936千円

②担保に係る債務

短期借入金	326,330千円
長期借入金	406,382千円
計	732,712千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	4,206,304千円
(3) 受取手形割引高	9,590千円
(4) 受取手形裏書譲渡高	9,704千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,864,011株	—	—	1,864,011株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	70,346株	294株	—	70,640株

(注) 自己株式の増加株式数294株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

令和3年6月29日開催の第54回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	44,842千円
・1株当たり配当額	25円
・基準日	令和3年3月31日
・効力発生日	令和3年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

令和4年6月29日開催予定の第55回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	53,801千円
・1株当たり配当額	30円
・基準日	令和4年3月31日
・効力発生日	令和4年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金については原則として固定金利の長期借入金（銀行借入）で調達しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金については期限が一年以内の短期借入金（銀行借入）で調達しております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「電子記録債権」は、顧客の信用リスクに晒されております。

「投資有価証券」は、主に純投資目的の株式並びに債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、債券の一部には、デジタルクーポン社債等のデリバティブ取引を組込んだ複合金融商品があり、対象資産等の時価や為替相場等の変動リスクに晒されております。

営業債務である「支払手形及び買掛金」及び「電子記録債務」は、その殆どが4カ月以内の支払期日であります。

借入金のうち長期借入金については、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。原則として固定金利で調達しているため、金利の低下によるリスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について各事業部門と管理本部が連携し、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて同様の管理を行っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

「投資有価証券」については、定期的に、時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、当社は、長期借入金の返済期限を平均5年としております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、資金担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

連結子会社についても、当社に準じて流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額0千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照 表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券	648,642千円	648,642千円	—
長期借入金	1,067,366千円	1,067,471千円	105千円

(注) 金融商品の時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

投資有価証券の時価について、上場株式等は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、広島市その他の地域において、賃貸用の事務所（土地を含む）等を有しております。令和4年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は17,009千円（賃貸収益は営業収益に、これに対応する減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等賃貸費用は営業費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,434,309千円	△52,837千円	1,381,472千円	962,250千円

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,231円61銭
1株当たり当期純利益	33円29銭

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,853,922	流動負債	2,257,099
現金及び預金	734,773	支払手形	292,551
受取手形	425,127	電子記録債務	646,583
電子記録債権	132,721	買掛金	564,586
売掛金	1,052,501	工事未払金	58,696
完成工事未収入金	450,790	短期借入金	359,870
商品	241,510	未払金	30,467
製材	585,679	未払法人税等	117,440
原材料	139,263	預り金	24,051
貯蔵品	13,734	賞与引当金	81,000
前払費用	30,091	完成工事補償引当金	462
関係会社貸付金	37,633	その他	81,394
その他の金	10,538		
貸倒引当金	△439	固定負債	778,938
	6,248,908	長期借入金	383,582
固定資産	4,403,995	退職給付引当金	293,415
有形固定資産	4,403,995	役員退職慰労引当金	77,950
建物	900,460	その他	23,990
構築物	16,186		
機械及び装置	17,249	負債合計	3,036,036
車両運搬具	11,951		
工具器具備品	35,532	(純資産の部)	
土地	3,422,616	株主資本	7,039,325
無形固定資産	18,487	資本金	4,090,270
電話加入権	18,322	資本剰余金	2,613,421
ソフトウェア	165	資本準備金	2,551,970
投資その他の資産	1,826,426	その他資本剰余金	61,450
投資有価証券	483,682	利益剰余金	438,612
関係会社株式	296,257	繰越利益剰余金	438,612
出資	16,320	自己株式	△102,978
関係会社出資金	446,302	評価・換算差額等	27,469
関係会社長期貸付金	429,755	その他有価証券評価差額金	27,469
長期前払費用	1,109	純資産合計	7,066,794
前払年金費用	147,099		
繰延税金資産	76,400	負債・純資産合計	10,102,830
保険積立金	63,413		
更生債権等	4,043		
その他の金	29,690		
貸倒引当金	△167,643		
資産合計	10,102,830		

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		8,162,294
商品製品売上高	6,664,847	
完成工事高	1,428,502	
施設賃貸収入	68,945	
売上原価		6,094,588
商品製品売上原価	4,996,065	
完成工事原価	1,098,523	
売上総利益		2,067,706
販売費及び一般管理費		1,751,545
営業利益		316,160
営業外収益		61,449
受取利息	5,611	
受取配当金	30,470	
受取家賃	12,098	
受取手数料	6,652	
その他	6,618	
営業外費用		9,840
支払利息	1,925	
貸倒引当金繰入額	6,908	
その他	1,007	
経常利益		367,770
特別利益		2,102
投資有価証券売却益	2,102	
特別損失		145,718
固定資産売却除却損失	2,521	
減損損失	131,300	
投資有価証券評価損	11,897	
税引前当期純利益		224,153
法人税、住民税及び事業税		130,477
法人税等調整額		14,352
当期純利益		79,324

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金		
令和3年4月1日 期首 残	4,090,270	2,551,970	61,450	404,888	△102,594	7,005,984
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				△757		△757
会計方針の変更を 反映した当期首残高	4,090,270	2,551,970	61,450	404,130	△102,594	7,005,227
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				△44,842		△44,842
当 期 純 利 益				79,324		79,324
自己株式の取得					△384	△384
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	34,482	△384	34,098
令和4年3月31日 期末 残	4,090,270	2,551,970	61,450	438,612	△102,978	7,039,325

	評価・換算 差 額 等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
令和3年4月1日 期首 残	57,172	7,063,157
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△757
会計方針の変更を 反映した当期首残高	57,172	7,062,399
事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△44,842
当 期 純 利 益		79,324
自己株式の取得		△384
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	△29,703	△29,703
事業年度中の変動額合計	△29,703	4,394
令和4年3月31日 期末 残	27,469	7,066,794

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産……………主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～39年

構築物 15～20年

工具器具備品 2～8年

無形固定資産（リース資産を除く。）

ソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金の計上基準

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③完成工事補償引当金の計上基準

完成工事に係るかし担保に備えるため、過去の実績に基づき計上しております。

④退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）により均等償却しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の残存勤務年数以内の一定の年数（７年）による定率法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤役員退職慰労引当金の計上基準

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(切削機具事業)

切削機具事業については、主として穿孔・切断機器、ダイヤモンド切削消耗品、特注機及び切削関連機具等の切削機具の製造販売を国内、海外の法人顧客向けに行っております。

取引に際しては、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した切削機具の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、切削機具に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは、国内取引においては顧客検収時点であり、輸出取引においては船積時点と判断しております。なお、国内取引については、出荷時点から顧客検収時点までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。

切削機具事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価から値引きを控除した金額で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(特殊工事業)

特殊工事業については、アンカー工事、ダイヤ穿孔・切断工事などの各種特殊工事を国内の法人顧客から請け負っております。

取引に際しては、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した特殊工事の施工を履行義務として識別しております。受注書類における請負工事の条件を勘案した結果、履行義務は契約期間に渡り充足されると判断しております。

特殊工事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価のうち、顧客に検収を受けた履行完了部分を進捗度として見積り、進捗度に応じて測定し、収益を認識しております。また、対価は、顧客の検収から短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(建設・生活関連品事業)

建設・生活関連品事業については、主として建設機械・工具、建設資材、住宅・OA機器及び生活関連機器等の建設・生活関連品の仕入販売を国内の法人顧客向けに行っております。

取引に際しては、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した建設・生活関連品の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、建設・生活関連品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは、顧客検収時点と判断しております。なお、取引については、出荷時点から顧客検収時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

建設・生活関連品事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価から値引きを控除した金額で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,403,995千円
うち賃貸等不動産	1,381,472千円
減損損失	131,300千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

業績の落ち込みや市場価格の著しい下落等により、減損の兆候があると認められる場合は、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識いたします。この将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績や今後の市場予測を基礎とした営業利益の将来予測に基づいて算定しております。当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産グループが認められ、131,300千円の減損損失を計上しております。なお、当事業年度に係る計算書類に計上した有形固定資産4,403,995千円（うち賃貸等不動産1,381,472千円）には、時価が帳簿価額を下回っている資産グループが含まれており、減損の兆候が認められるものがあります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、当社の市場予測に影響を及ぼす可能性があります。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、当事業年度末で入手可能な情報に基づき、感染の拡大と収束を繰り返す状況が令和5年3月期を通して継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

業績の将来予測には主観的な判断や立証が困難な不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれることになり、将来の業績予測を下回った場合、翌事業年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

関係会社の投融資の評価

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

関係会社株式	296,257千円
関係会社出資金	446,302千円
関係会社貸付金	37,633千円
関係会社長期貸付金	429,755千円
上記債権に係る貸倒引当金	161,439千円
上記債権に係る貸倒引当金繰入額	6,656千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の評価において、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を入手、評価したうえで、関係会社株式及び関係会社出資金の実質価額の回復可能性を見積り、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は損失処理することとしております。

また、関係会社貸付金及び関係会社長期貸付金の評価において、関係会社の財政状態の悪化により債権の回収が困難となった関係会社については、当該会社に対する債権について個別に回収可能性を見積り、回収不能見込額を貸倒引当金として処理することとしております。なお、関係会社には業績が安定していない会社があり、関係会社株式及び関係会社出資金のうち、切削機具事業セグメント、特殊工事業セグメント及び建設・生活関連品事業セグメントに含まれる在外子会社に対するもの（506,750千円）については市場価格がなく、実質価額は取得原価を下回っております。また、介護事業セグメントに含まれる国内子会社に対しては、運転資金として311,400千円を貸付けており、平成31年2月から4年間の返済猶予を行っております。

株式及び出資金の実質価額の回収可能性並びに債権の回収可能性の見積りは、過年度の実績や各子会社が属する市場予測を基礎としております。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、市場予測に影響を及ぼす可能性があります。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、当事業年度末で入手可能な情報に基づき、感染の拡大と収束を繰り返す状況が令和5年3月期を通して継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

これらの見積りについて、将来の関係会社の業績変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度において関係会社株式評価損または貸倒引当金繰入額の追加計上が必要となる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	510,930千円
土地	2,220,958千円
計	2,731,888千円

②担保に係る債務

短期借入金	299,830千円
長期借入金	350,382千円
計	650,212千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,382,087千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債権	78,749千円
短期金銭債務	106,569千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	171,085千円
② 営業費用	639,258千円
③ 営業取引以外の取引による取引高	24,054千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	70,640株
------	---------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	賞与引当金	24,705千円
	未払事業税	10,438千円
	棚卸資産評価損	22,358千円
	貸倒引当金	51,265千円
	固定資産減損損失	219,303千円
	退職給付引当金	44,626千円
	役員退職慰労引当金	23,775千円
	関係会社株式評価損	131,759千円
	その他	45,524千円
	小計	573,752千円
	評価性引当額	△485,298千円
	合計	88,455千円
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	12,055千円
	繰延税金資産の純額	76,400千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関係会社等

(単位：千円)

種類	会社名称	資本金	事業内容	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 サンライフ	360,000	高齢者 介護事業	83.3	資金の貸付 役員の兼務	資金の貸付 (注1)	15,000	関係会社 貸付金	1,625
						利息の受取 (注1)	2,077	関係会社 長期貸付金 その他の 流動負債	309,775 167
子会社	祥建企業股份 有限公司	198,574	切削器具事業、 特殊工事事業、 建設・生活関連品事業	91.9	資金の貸付 役員の兼務	利息の受取 (注2)	1,628	関係会社 貸付金 関係会社 長期貸付金	36,008 119,980

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は最長で期間231カ月の月賦返済としております。なお、担保は受入れておりません。

当該子会社への貸付金に対し、161,439千円の貸倒引当金を計上しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は最長で期間102カ月の月賦返済としております。なお、担保は受入れておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,940円51銭
1株当たり当期純利益	44円23銭

11. その他の注記

退職給付引当金

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、平成23年7月1日より確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出制度を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,421,553千円
勤務費用	61,828千円
利息費用	6,364千円
数理計算上の差異の当期発生額	△23,186千円
退職給付の支払額	<u>△161,740千円</u>
退職給付債務の期末残高	<u>1,304,820千円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,267,053千円
期待運用収益	19,006千円
数理計算上の差異の当期発生額	25,503千円
事業主からの拠出額	51,090千円
退職給付の支払額	<u>△109,306千円</u>
年金資産の期末残高	<u>1,253,345千円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	989,141千円
年金資産	<u>△1,253,345千円</u>
	△264,204千円
非積立型制度の退職給付債務	315,679千円
未認識数理計算上の差異	<u>94,842千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>146,316千円</u>
退職給付引当金	293,415千円
前払年金費用	<u>△147,099千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>146,316千円</u>

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	61,828千円
利息費用	6,364千円
期待運用収益	△19,006千円
数理計算上の差異の損益処理額	<u>△17,948千円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>31,239千円</u>

⑤年金資産に関する事項

イ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	26.3%
株式	34.5%
一般勘定	30.1%
現金及び預金	△0.1%
その他	<u>9.2%</u>
合計	<u>100.0%</u>

ロ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	確定給付企業年金制度	0.6%	退職一時金制度	0.4%
長期期待運用収益率	1.5%			

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、5,209千円であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月23日

株式会社 コンセック

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元清文 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田秀敏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンセックの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コンセック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月23日

株式会社 コンセック

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 家元清文 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉田秀敏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンセックの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月27日

株式会社コンセック 監査役会

常勤監査役 竹 本 敏 範 ㊞

社外監査役 長 井 紳 一 郎 ㊞

社外監査役 廣 本 邦 幸 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益配分を最も重要な経営課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化と財務体質の健全性を勘案しつつ、業績に応じた安定的な配当の継続を基本方針としております。

このような方針に基づき、第55期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は 53,801,130円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和4年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>附 則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第16条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、令和4年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 廣本邦幸氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の残任期間と同一となります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
小 松 節 子 (昭 和 3 5 年 6 月 1 9 日 生) 「新任」	平成9年6月 株式会社メンテック(現 株式会社メンテックワールド)監査役 平成11年6月 同社取締役 平成14年4月 同社取締役副社長 平成15年4月 同社代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社メンテックワールド代表取締役社長	一株
【選任理由】 小松節子氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。		

- (注) 1. 当社と、小松節子氏が代表取締役社長として在任している株式会社メンテックワールドとの間には売上取引及び仕入取引がありますが、直近事業年度における当社の売上及び仕入にそれぞれ占める割合は僅少であり、特別の利害関係はありません。
2. 小松節子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。小松節子氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、小松節子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役縄手弘之氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

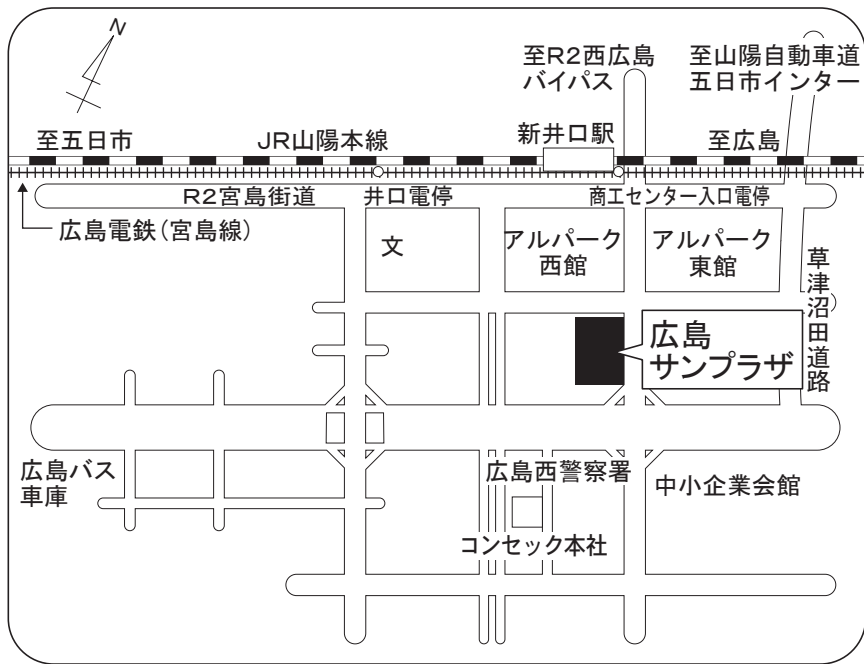
当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告12ページに記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

ふり 氏 がな 名	略 歴
なわ 縄 て 手 ひろ 弘 ゆき 之	令和元年6月 当社取締役(現任)

以 上

株主総会会場ご案内図



総会会場

広島市西区商工センター三丁目1番1号

広島サンプラザ 2階 天王の間

TEL (082) 278-5000

交通のご案内

- JR新井口駅から徒歩5分
- 広島電鉄(宮島線) 商工センター入口電停から徒歩5分
- アルパークバスセンターから徒歩3分